



Title	現代ドイツ語方向表現の統語的特徴と構文的意味について
Author(s)	瀧田, 恵巳
Citation	言語文化研究. 2010, 36, p. 103-123
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/8289
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

現代ドイツ語方向表現の統語的特徴と 構文的意味について

瀧 田 恵 巳

Die Lexeme *her(-)* und *hin(-)* (d.h. *her* und *hin* und ihre Zusammensetzungen *herab-hinab*, *herauf-hinauf*, *heraus-hinaus*, *herein-hinein*, *herüber-hinüber*, *herunter-hinunter*) beschreiben ihre lokalen Richtungen nicht nur als Verbzusatz, sondern auch als adverbiale Bestimmung bzw. Angabe. Wenn die Lexeme das Satzende oder die Stelle direkt vor dem Vollverb am Satzende einnehmen, lassen sich der Verbzusatz und die Angabe teils schwer (vgl. Beispielsätze 11, 12), teils klar (vgl. 13, 14) unterscheiden. Worin liegt der Unterschied zwischen den beiden Fällen und wie unterscheiden sich der Verbzusatz und die Angabe? In diesem Aufsatz nehme ich hypothetisch Bedeutungen der Konstruktionen an, die die Sätze mit dem Verbzusatz haben. Wenn die Bedeutung für einen Satz mit der Angabe gilt, gibt es fast keinen Unterschied zu dem Satz mit Verbzusatz. Im Unterschied dazu kann man klar unterscheiden, wenn die Bedeutung nicht gilt.

キーワード：her(-)とhin(-)，分離前綴りと副詞的規定，方向表現を伴う構文的意味

1. 問題提起と対象の限定及び構成

空間的方向を表す現代ドイツ語の her と hin 及びその合成語 herab-hinab, herauf-hinauf, heraus-hinaus, herein-hinein, herüber-hinüber, herunter-hinunter (以下下線部の語彙の総称を「対象語彙」とする) は、辞書等で「副詞Adverb」として登録され、その例文には主として「副詞的規定adverbiale Bestimmung及び添加語Angabe」の用法が挙げられるが、その一方で「(動詞の) 分離前綴りVerbzusatz, Verbpartikel」としても用いられる。対象語彙が文中独立して現れる統語的用法は主にこの二つで、その区別はしばしば困難である。本論文ではこの区別を中心的課題とし、新たな区別基準として構文的意味を提示する。

まず副詞的規定と分離前綴りはその統語的位置により規定することができる。分離動詞が文中の本動詞である場合、分離前綴りは文中で動詞と最も強く結合する統語的位置を占める。それは文末か動詞と一語として綴られる固定した位置となる。一方、副詞的規定は多様な品詞と結合し、様々な位置を占める。従って、固定的な統語的位置を占める分離前綴りを規定することにより、副詞的規定は相補的に規定される。分離前綴りの統語的位置について、Bußmann(1990:831)は、分離前綴りが定動詞第2位の文構造において文の枠を

閉じる構成要素として現れると説明する¹⁾。またSprachliches Wissen(1998:213f.)の文配置モデルである「位相モデルdas topologische Modell」によると、分離前綴りは必ず「右文枠 rechte Satzklammer」に位置する。このモデルは、文を「位相的な領域topologische Felder」である「前域Vorfeld」,「中域Mittelfeld」,「後域Nachfeld」に分け、前域と中域を分ける境界となる文成分の位置を「左文枠linke Satzklammer」,中域と後域を分ける文成分の位置を「右文枠」とする。左文枠は単独文の第2位に置かれる定動詞や副文の従属接続詞の位置であり、右文枠は文構造を閉じる文成分の位置で、時制の過去分詞、分離前綴り、副文の定動詞等が占める。本論文では、統語上右文枠にある対象語彙は分離前綴り、それ以外で独立して現れる対象語彙は副詞的規定とする。

この規定に従えば、分離前綴りとは、まず辞書等で分離動詞の一部として登録される対象語彙の用法(例1)全般を指す。さらに辞書の記述では副詞として登録されることもあるが、seinと結合して右文枠に位置する用法(例2)もまた、本論文では分離前綴りとする。一方、副詞的規定とは右文枠に位置しないものを指し、名詞句(例3)や、前置詞句(例4)、副詞(例5)に後続する用法及び動詞や助動詞を伴わない独立的用法(例6)等がある。

[分離前綴り用法]

- (1) Er ist zu Besuch *hergekommen*. (BW:504) 彼は客人としてこちらに来ている。
- (2) Die Polizei ist hinter dem Wagen *her*. (BW:513) 警察はその車を追っている。

[副詞的規定]

- (3) Den Weg *herüber* habe ich gefunden, aber ob ich den Rückweg finde, weiß ich nicht. (BW:514) (名詞と結合)
こちらへやってくる道は分かったが、帰り道が分かるかどうかは分からない。
- (4) Von der Fabrik *her* dringt die schlechte Luft bis in unsere Gegend vor. (BW:478) (前置詞句と結合)
工場から、汚染した空気が我々の住むところへ押し寄せてくる。
- (5) Da *hinauf!* (BW:561) (副詞と結合) そこを上がってください。
- (6) *Herein*, ohne anzuklopfen (BW:499) (独立的用法)
ノックせずお入りください。(事務所、役所などの扉の掲示)

対象語彙の副詞的規定と分離前綴り用法の区別は、形態上及び統語上適用範囲が制限される慣用的な非空間的意味を表す場合、比較的明瞭である。次の例(7)の*her*はvom Inhaltと共に「本が感銘を与える」という判断の観点を表し、例(8)の*hin*はauf die Gefahrと共にその事柄の実行に際して起こりうる可能性を示す。これらの対象語彙が、副詞的規定とし

1) Bußmann(1990:831)による分離前綴りの説明は、以下のとおりである。
Verbzusatz : Trennbarer Teil unfest zusammengesetzter Verben wie *zuschauen, radfahren, hochstapeln*, die bei Satzkonstruktionen mit Zweistellung des Verbs als klammerschließendes Element auftreten: *Caroline fährt gerne Rad (...)*.

て、動詞ansprechenやmachenではなく、直前の前置詞句と結合することは明白である。それに対して、例(9)のher及び例(10)のhinは、分離前綴りとして動詞と結合し、hergeben「(全力を) 尽くす」及び、hinweisen「暗示する」という特殊化された意味を表す。

- (7) Vom Inhalt her spricht mich dieses Buch sehr an. (BW:477)

内容からいって、この本は私に大変感銘を与える。

- (8) Selbst auf die Gefahr hin, daß alles scheitern könnte, machte er neue Pläne. (WdG:1832)

全てが台無しになりかねないという危険を見越しつつも、彼は新しい計画を立てた。

- (9) Der Sportler gab bei dem Wettkampf alles her. (BW:503)

そのスポーツマンは試合でベストを尽くした。

- (10) Diese Pflanzen weisen auf Sumpfboden hin. (BW:601)

この植物は湿地の土壌を暗示する。(この植物から、土壌が湿地であると推測される。)

慣用的な非空間的用法では、他の文成分との結合が密接であるため、分離前綴りと副詞的規定との差が明瞭であるのに対して、対象語彙の基本的意味である空間的意味は、統語的な適用範囲が広く、副詞的規定にも分離前綴り用法にも適用されるため、両者は区別しがたい場合がある。Olsen(1999:234)は、次の例(11)の副詞的規定のhinaufと例(12)の分離前綴りのhinaufの間の区別が構造上曖昧であることを指摘している。

- (11) Er ist [auf den Wasserturm hinauf] geklettert. (Olsen 1999:234)

彼は[給水塔の上へ向かって]よじ登っていった。

- (12) Er ist auf den Wasserturm [hinaufgeklettert] (Olsen 1999:234)

彼は給水塔の上へ[よじ登って上がっていった]。

例(11)と(12)の事例では、副詞的規定と分離前綴りの間の意味上の差は殆ど無いように思われる。そして上記の場合、対象語彙は大抵(12)のように分離前綴りと見なされる。だが(13)と(14)のように、対象語彙が、分離前綴りと見なされうる本動詞の直前に置かれるにも関わらず、動詞とは明確に分ち書きされ、副詞的規定と判断される例が存在する。

- (13) nach der Straße hinaus wohnen (BW:564) 通りに面したところに住んでいる

- (14) Er hat weit über das Ziel hinaus geschossen. (BW:564)

彼は、大きく的を越えて撃ってしまった。

(13)と(14)では、hinausがそれぞれ直前の前置詞句nach der Straße 及びüber das Ziel と結合する。しかしこの結合はhinausが副詞的規定となり、分離前綴りとはならない理由とは

ならない。なぜなら次の(15)と(16)のように、同じ前置詞句を直前に伴う場合であっても、分離前綴りの用法として登録される例が存在するからである。

(15) Die Fenster gehen nach Süden *hinaus*. (BW:565) それらの窓は南側に向いている。

(16) Das Geschoß ist über das Ziel *hinausgeflogen*. (BW:565)

その弾丸は的を越えて飛んでいった。

(13)から(16)の事例は、空間的意味における副詞的規定と分離前綴りの間には、対象語彙の文内配置や前置詞句との結合とは別の区別が存在することを示している。

ではその区別基準とは何だろうか。本論文では対象語彙の空間的用法について、先行研究の問題点と文構造に着目することにより、さらなる区別基準として「構文によって特に与えられる意味」である「〈構文的意味〉 *constructional meaning*」(大堀2002:130)を提示し、その妥当性を検証する。まず2でLatzel(1979)による二つの統語的用法の意味上の相違を提示し、その問題点を指摘する。3では先行研究の問題点を考察することにより、分離前綴り用法を中心に本論文の区別基準である「構文的意味」を提示する。4ではその基準が、実際に分離前綴り用法に適用されるかを検討し、その典型的用法と非典型的用法、及びその対応関係を示す。5ではまとめとして二つの統語的用法の相違を再検討する。

なお本論文の空間的用法とは「表現される事態の示す方向は、知覚可能と見なされる空間に属する」という条件を満たす用法であり、空間的意味とはその用法から抽出される意味を指す²⁾。空間的意味は言語形式と言語外対象との関係に基づくが、構文的意味は、文における構成要素間の関連、つまり統語的關係に基づく。

2. 先行研究 (Latzel 1979) とその問題点

Latzel(1979:25)は、分離前綴りと副詞的規定における意味上の相違を、次の2つの例文に基づいて説明する。例(17)は本論文でいう分離前綴り、(18)は副詞的規定となる。Latzel(1979 :25-28)によると、(17)は「火花Funkenは現に存在する話し手の位置または『注意を向けられている』話し手の位置に至るまで飛び散っていた、つまり目的に至るまでの全行程が視野にある³⁾」ことを表す。一方例(18)は、「溶鉱炉Kesselのある起点の位置から火花が観察者に向かって(観察者の方へ)飛び散ってる⁴⁾」ことを表すにすぎず、「観察者はKesselから2キロ離れていることも可能であり、また火花は1メートルほどで地面に落ちてもかまわない。重要なのは、まず第一に方向の決定であり、目標への全行程ではない⁵⁾」。

2) 空間的意味と非空間的意味の詳細は瀧田(2006:5f.)を参照のこと。

3) この部分は次の原文を適宜翻訳し引用した。なお(83),(84)は本論文の例(17),(18)を指す。

Während (83) aussagt, daß die Funken bis zum realen oder „attentionalen“ Ort des Sprechers sprühten, d.h. der volle Zielverlauf im Blick ist, trifft dies für (84) nicht zu. (Latzel 1979 :25)

4) この部分は次の原文を適宜翻訳し引用した。

Hier wird nur ausgesagt, daß von einer Ursprungsstelle „Kessel“ ausgehend Funken in Richtung Betrachter („betrachterwärts“) sprühten. (Latzel 1979 :25 強調はLatzel)

von 3格 herという表現では本質的に起点領域に重点が置かれる。

(17) Vom Kessel sprühten Funken *her*. (Latzel 1979:25)

(18) Vom Kessel *her* sprühten Funken. (Latzel 1979:25)

Latzel(1979:36)は、*herab*についても、分離前綴り(例19)は話者の領域まで火花が飛んでくることを表すのに対し、副詞的規定(例20)はその方向のみ表現すると指摘する。またこの両者の意味特徴は*hin*についても当てはまると指摘される(Latzel 1979 :27-28)。nach Y hin/ zu Y hinが文頭に置かれる場合は、目的までの全行程ではなく、前置詞句の表す目標への方向のみに重点が置かれる。例(21)は、「低気圧地域が(後に)大西洋側まで到達することを表すのではなく、岸の方へ動いていることを表すにすぎない。しかもそれが(観点として)観察者から発信する方向へと見なされている⁶⁾」ことを表す。一方分離前綴りの(22)の*hin*は大西洋沿岸まで到達する全行程を表す。

(19) Von oben sprühten Funken *herab*. (Latzel 1979:36)

(20) Von oben *herab* sprühten Funken. (Latzel 1979:36)

(21) Zur Atlantikseite *hin* bewegt sich ein Tiefdruckgebiet. (Latzel 1979:27)

(22) Wir führen zur Atrantikküste *hin*. [=bis zur Küste als Ziel] (Latzel 1979:28)

対象語彙の副詞的規定は専ら方向を表し、分離前綴り用法は移動の全行程を表すというLatzel(1979 :25-28)の意味特徴は、結合する文成分の特徴を反映している。例示される副詞的規定と結合する前置詞句は方向を表わし、分離前綴りと結合する動詞は大抵移動の全行程に関わる。

確かに、この意味特徴はBWの*her*の用例分布には当てはまる。その分離前綴りの例では、起点を表す疑問副詞*wo*を伴う例はあるが、起点を表す前置詞句と結合する例は見られない。また起点の*wo*を伴う例は自動詞構文と他動詞構文のみで、結合する動詞も*sein*と*kommen*、*haben*のみに限られている。このように分離前つづりでは起点を表わす語句との共起は限られる一方、副詞的規定では、全体的に用例数は非常に少ないが、その多くが起点を表す*von*の前置詞句を伴う。

しかしLatzelの意味特徴には例外がある。方向を中心に表すという副詞的規定の意味特徴は、先の副詞的規定の例(13)にはあてはまるが、銃弾の飛んでゆく先を表す例(14)を説

5) この部分は次の原文を適宜翻訳し引用した。なお(84)は本論文の例(18)を指す。

Der Betrachter kann im Falle (84) zwei Kilometer vom Kessel weg sein und die Funken können schon nach einem Meter zu Boden gehen. Wichtig ist bei (84) primär die Richtungsfestlegung, nicht der gesamte Zielverlauf. (Latzel 1979 :25)

6) この部分は次の原文を適宜翻訳し引用した。

Es besagt nicht, (...) daß das Tiefdruckgebiet an der Atlantikküste (später) sein Ziel erreicht hat, sondern nur daß es sich küstenwärts bewegt, und zwar (attentional) betrachterfugal gesehen. (Latzel 1979:27-28)

明することは出来ない。また、次の例文中の副詞的規定は、むしろ移動の全行程に関わる。

(23) Vom Fenster *her* zieht es. (BW:477) 窓から風が入ってくる。

(24) Den Weg *herüber* habe ich gefunden, aber ob ich den Rückweg finde, weiß ich nicht.
(BW:514) こちらへやってくる道は分かったが、帰り道が分かるかどうかは分からない。

(23)のvom Fenster *her* は風の吹いてくる方向を示すが、それと同時に話者のいる場所にまで至ることを示している。(24)のden Weg *herüber* 「(ある物を)越えてこちらのほうへ来る道」の*herüber*は単なる向きではなく目標までの全行程を表す。ただしこの用法は、Der Weg führt *herüber*という分離前綴り用法が念頭に置かれているとも考えられる。

また分離前綴りは移動の全行程に関わるとされるが、次のように向きを表す場合もある。

(25) Der Pfeil weist auf die Straße *hin*. (BW:601) その矢印は通りを指している。

(26) Kannst du den Wagen etwas mehr nach links *hinlenken*? (BW:582)
車をいくらか左の方へ運転してもらえるかい？

このようにLatzel (1979)の提唱する副詞的規定と分離前綴りの意味特徴は、対象語彙と文成分の結合に着目した統語的特徴に基づき、確かに該当する例もある。しかしその一方例(14), (23)-(26)のように説明できない事例も見られ、またその例外の説明は困難である。

3. 先行研究の問題点に関する考察と構文的意味の提示

Latzel (1979)の問題点の原因には次の三点が考えられる。

まず第一の原因は、各統語的用法の分析対象を、典型的な語彙のみに限定した点である。Latzel (1979)では、副詞的規定に関しては方向を表す前置詞句との結合のみを、分離前綴り用法に関しては、視覚上明確に知覚できる対象がその空間的な位置を変化させるような典型的な移動の動作を表す例のみを対象に特徴を分析している。故にその意味特徴は該当しない例を有し、且つ例外を説明できない。

第二の原因は、副詞的規定と分離前綴り用法という二つの統語的特徴を同等に扱った点である。冒頭で分離前綴りの文内の配置を規定することにより両者を区別したが、これは分離前綴り用法が両者の区別基準となることを示している。

第三の原因は、統語的な規定関係に基づく文全体の特徴を、対象語彙のみに帰属した点である。統語的特徴はその統語関係に帰属させる必要がある。先の例(11)と(12)を挙げたOlsen (1999:235,238)もまた文の規定関係に着目し、複合動詞(例12:hinaufklettern)がその文構造において、単一動詞(例11:klettern)とは異なる振る舞いをすることから、文法の語彙

体系は複合動詞を一つの語彙項目としなくてはならないとしている。

以上の点に基づくならば、対象語彙の二つの統語的用法を区別するには、空間的用法全般を対象に、分離前綴り用法について、文の規定関係に着目して分析する必要がある。

先に挙げた副詞的規定の例(13),(14)と分離前綴りの例(15),(16)を、分離前綴りの特徴に着目し比較すると、次のことが判明する。これらの例は全て自動詞構文であり、その主語に着目すると、分離前綴り用法の例(15)のdie Fensterと(16)のdas Geschoßは共に対象語彙の表す方向へ向く、もしくは移動するのに対し、副詞的規定の例(13)の主語として想定される住民と(14)のerは動作主ではあるが、その方向へ向かうわけではない。

さらに対象語彙の表す方向をとる対象がどの文成分によって表現されるかという観点から分析すると、分離前綴り用法では、自動詞構文の主語、他動詞構文の4格目的語、再帰構文の主語ないし4格の再帰代名詞が、概して対象語彙の表す方向へ向かう対象を表す。

このうち他動詞構文の文構成要素関係に関する先行研究として、関口(1994)による「搬動語法」と、Goldberg(1995)による英語の分析で「使役移動構文」を挙げることが出来る。

関口(1994:41f.)⁷⁾によると、「搬動語法」とは、「必ず4格の補足語が有」(43)り、「必ず方向を指す状況規定がある」(44)。また「動詞は必ずその意味形態がbringenである」(44)⁸⁾。次の例(27)の動詞komplimentieren「お世辞を言う」は本来「～を(ある方向へ)移動させる」という意味を持たないが、この構文においてその意味を帯びる。

(27) Man hat ihn höflich *hinaus*komplimentiert.

人々はいとも慇懃に会釈しながら、体よく彼を追い出してしまった。(関口1994:46)

同様に英語の「使役移動構文caused-motion construction」は、目的語の表す対象が明示される方向表現の表す方向へ移動することを表す。大堀(2002:138)によると、「使役移動構文」は、Goldberg(1995)により提唱され、「使役主体 causer」、「場所 location」、「主題 theme」という意味役割から成り、「使役主体の働きかけによって主題が移動する」「使役移動caused motion」を表す。例(28)は、「使役主体」が主語のSam、「場所」は前置詞句のout of her eyes、「主題」は目的語のthe soapで、「使役主体」Samが洗うことにより、「主題」soapの移動が引き起こされることを表す。

(28) Sam cleaned the soap out of her eyes. (Goldberg 1995:154) (大堀2002:141)

サムは目から石鹸を洗い落とした。

7) 関口の論説について、本論文では1994年出版のものを引用したが、初版は1954年であり、論文自体はそれ以前に紹介されている。

8) 意味形態について、関口(1994)は「意味は各違うが意味形態は共通である」と述べる。この記述は、この構文の置かれる動詞が、その固有の意味が異なるとしても、全てbringen「持っていく」という意味、即ちここで言う構文的意味を持つことを示している。従ってこの場合の「意味形態」とは、本論文の構文的意味に通じる概念である。

関口の「搬動語法」もGoldbergの「使役移動構文」も共に、本来移動の要素を持たない動詞が方向表現を伴う構文において移動を表すということに重点がある。つまり、このような移動の意味は、文構成要素の動詞ではなく、構文における意味構成要素間の規定関係によって付与される。このように「搬動語法」と「使役移動構文」はともに構文により付与される意味、即ち「(構文的意味) constructional meaning」に関わる現象である。

二説は共に構文が意味を付与する現象を指すが、Goldberg(1995)は、さらに構文的意味の記述に必要な文構成要素の意味役割を規定していることから、この使役移動構文の意味役割を、他動詞構文の構文的意味の記述に適用する。ただしこの意味役割のうち「主題theme」は、本論文の対象としては一般化されすぎており、移動との整合性に欠けるため、代わりに〈移動物〉⁹⁾という語を用いる。また対象語彙の表現内容に該当する「場所location」の代わりに、〈方向〉という語を用いるものとする。

これらの意味役割は、他動詞構文以外の構文にも当てはまる。即ち、他動詞構文の4格目的語によって表される〈移動物〉は、自動詞構文では主語、再帰構文では主語および4格の再帰代名詞によって表される。従って、対象語彙の分離前綴り用法に想定される構文の意味は、以下の通り記述することができる。

[分離前綴り用法に仮定される構文的意味] (丸括弧内の数字は論じられる章・節を表す)

他動詞構文(4.1): 「主語である〈使役主体〉が、4格目的語である〈移動物〉を対象語彙の表す〈方向〉へ移動させる」

自動詞構文(4.2): 「主語である〈移動物〉が対象語彙の表す〈方向〉へ移動する」

再帰構文(4.3): 「主語及び4格の再帰代名詞である〈移動物〉が対象語彙の表す〈方向〉へ移動する」

これらの構文的意味は、例(27)、(28)のような移動の要素を持たない動詞を基盤としているのではなく、移動の要素を含む動詞の構文一般を基盤とする。使役移動構文について、松本(1997:154)は、日英語比較の観点から、「英語において移動の使役を表す典型的なパターンは、使役の事実とその手段、そして使役の結果としての移動を動詞で表し、移動の経路を前置詞句を用いて表す」とする。例えばBill threw a ball up into the sky「ビルはボールを空高く投げ上げた」(154)では、動詞throwが使役の事実と手段、そして使役の結果としての移動(ボールの空中移動)を含意し、目的語a ballが移動する対象である〈移動物〉を表し、副詞upや前置詞句into the skyが移動の方向を表す使役移動構文となる。このように「構文が意味を付与する」構文的意味の根底には移動の要素を持つthrowのような動詞による典型的な用法がある。対象語彙の分離前綴り・空間的用法の他動詞構文も、典型的な用法から構築された構文的意味をベースにして初めて、関口の例(27)のような事例も生じる。さらに分離前綴り用法には、各構文的意味に該当しない非典型的な用法が見られる。

9) 〈移動物〉という術語は松本(1997:129)の移動を構成する諸要素に由来する。

4章ではこのような非典型的用法を、さらに構文的意味によって説明する。

4. 分析：分離前綴り用法における構文的意味の適用可能性

4章では、各構文の構文的意味が分離前綴り用法に適用されるか否かにより、典型的用法と非典型的用法に分けて検討し、非典型的用法を構文的意味によって説明することにより、構文的意味が分離前綴り用法に深く関わる意味特徴であることを実証する。

まず全ての必須要素を持ち、統一的で例外が少ないことから、4.1で他動詞構文を検討した後、自動詞構文(4.2)、再帰構文(4.3)を取り扱い、最後にその分析結果(4.4)をまとめる。

4.1 他動詞構文

多くの分離前綴り用法の他動詞構文には、例の(29)と(30)のように、構文的意味「主語である〈使役主体〉が、4格目的語である〈移動物〉を対象語彙の表す〈方向〉へ移動させる」があてはまる。

(29) *Sie drängten ihn zur Bühne herauf.* (BW:483)

彼らは彼を押しやって舞台上がって来させた。

(30) *Kannst du den Ball bis aufs Dach hinaufwerfen?* (BW:563)

君はそのボールを屋根の上まで放り投げてくれるかい？

それに対して、構文的意味があてはまらない用法としては、場所の4格を伴う用法、そして3格目的語が〈移動物〉を表す用法がある。

場所の4格を伴う用法の例(31)のden Baumは、通常副詞的4格として捉えられ、目的語とは見なされない。実際に場所の4格は例(32)のdie Stufenのように、他動詞構文の4格目的語das Faßと共起することが可能である。

[場所の4格を伴う文]

(31) *Die Schlange glitt langsam den Baum herunter.* (BW:526)

その蛇はゆっくりと木を滑り降りた。

(32) *Ich habe das Faß die Stufen heruntergerollt.* (BW:527)

私はその樽を階段から転がして落とした。

しかし(31)の場所の4格を動詞の目的語に至る過程であると捉える見解もある。Harnisch(1982 :118f.)は「場所を表す目的語Ortsobjekt」として、次の3パターンを提示する。このうちbのhinaufは副詞的規定、cのhinaufは(31)のherunterと同様分離前綴りに相当する。Harnisch(1982 :122)は、bの場合hinauf無しに場所を表す4格の名詞den Bergはとれないことから、hinaufが動詞と場所を表す副詞との関係を形成し、名詞の「物事性」を「道のり」

に変化させると指摘する。またHarnisch(1982:122)によると、cの段階では、分離動詞が他動詞化し、den Bergは未だ受動態の主語とはなり得ないが、動詞の目的語となる途上にある。

- a) 「前置詞格目的語Präpositionalobjekt」: auf den Berg gehen
- b) 「副詞にかかる目的語adverbiales Objekt」: den Berg hinauf gehen
- c) 「4格目的語Objektakkusativ」: den Berg hinaufgehen (Harnisch 1982:119)

Harnisch(1982)が場所の4格を伴う用法を他動詞構文に類すると見なす要因は、対象語彙を介して4格を伴うことが可能になることにある。また私見によると、場所を表す4格を伴う用法は、4.2で扱う自動詞構文の非典型的用法である空間的な広がり表現と深い関わりがある。この空間の広がりを表す用法は、Diese Straße geht bis zur Stadt hinunter. (BW:597)「この通りは下の町まで通じている」のdiese Straßeのように主語が経路を表す。これを他動詞構文に当てはめれば、場所を表す4格を伴う文に構造的に一致する。

このように場所の4格を伴う用法は、文法上は他動詞構文とは見なされないが、構文的意味の上では自動詞構文の非典型的用法と構造的に関連することから、本論文ではこれを他動詞構文の非典型的用法として位置づける。

もう一つの非典型的用法、即ち〈移動物〉が3格で表現される用法において、対象語彙が結合する動詞は主としてhelfenであり、この用法の例外性は既に関口(1999)においても指摘されている。次の例ではいずれも、4格ではなく、3格目的語が〈移動物〉を表す。

(33) Darf ich Ihnen heraushelfen? (BW:488)

お出になるのをお手伝いいたしましょうか?

(34) Er half dem Reiter aufs Pferd hinauf. (BW:562)

彼は乗り手が馬に乗るのを助けた。

helfenと結合する分離前綴り用法は、文法上は自動詞構文に分類されるが、主語以外が〈移動物〉を表す点では、自動詞構文とは異なり、他動詞構文と一致する。しかし4格目的語を取らない点で他動詞構文とは異なる。この3格が〈移動物〉を表す現象は、Goldberg(1995)の使役移動構文における「主題」即ち〈移動物〉に関わる「直接使役direct causation」への「意味制約semantic constraints」により説明することが出来る。

[直接使役への制約] (Goldberg 1995:174) (日本語訳:234-235)

- ① 使役事態と論理的に含意される移動との間に認知判断が介在してはならない。
- ② 移動が厳密には論理的に含意されない場合、その移動は「他の条件が同じである場合 (つまり他の要因が特に働かない場合) 通常想定されるものでなければなら

ない。

- ③ シナリオが慣習化されている場合は、たとえ何らかの原因が介在していても認知的に一つの出来事として「まとめる」(packaged)ことができる。
- ④ 状態変化(あるいは影響)をもたらす動詞のうち、その状態変化や結果をもたらす行為が、慣例的にはある付随的な移動をもたらし、また、さらにはその行為自体がその移動を引き起こそうという意図をもって行われるような動詞の場合は、移動の経路を特定化することができる。
- ⑤ 移動の経路は動詞が示す行為によって完全に決定されていなければならない。

五つの制約を要約すると、移動の経路は「主題」以外の要因(②通常の想定, ③シナリオの慣習化, ④慣例, ⑤動詞が示す行為)によって決定されており、目的語が表す「主題」の判断は介さない、つまり使役移動構文の「主題」には移動方向の決定権が与えられないということである。¹⁰⁾ この意味制約を他動詞構文の構文的意味に当てはめると、「使役事態と論理的に含意される移動との間に〈移動物〉の判断が介在してはならない」となる。

動詞helfenの表す行為は、助けの対象となる者(3格)の意志を尊重する。これは他動詞構文の意味制約に反する。helfenと同様、3格が〈移動物〉を表す用法は、helfenの場合と同様、移動方向の決定権を〈移動物〉が有する。次の例(35)は3格がhinaufの方向へ移動する〈移動物〉を表すが、移動は3格が表す者の判断に基づき、また動詞leuchtenは〈移動物〉の行く先に灯りを照らすということから、移動を補助する動作を表す。

(35) Ich leuchtete ihm die Treppe *hinauf*. (BW:562)

私は彼が階段を上る先に明かりを照らしてやった。

以上のことから、3格が〈移動物〉となる要因は、意味制約からの逸脱にあるといえる。このように3格が〈移動物〉を表す分離前綴り用法は、文法上は自動詞構文であるが、他動詞構文の構文的意味を基盤に説明されうることから、本論文では、意味上は他動詞構文の構文的意味における意味制約から逸脱する他動詞構文の非典型的用法と見なす。

4.2 自動詞構文

他動詞構文の構文的意味において意味制約が、非典型的用法を説明する上で重要な役割を果たすのに対して、自動詞構文の構文的意味「主語となる〈移動物〉が対象語彙の表す〈方向〉へ移動する」には、他動詞構文から類推される意味制約は適用されない。

構文的意味に該当する自動詞構文には、〈移動物〉の特徴により二つのタイプがある。

10) Goldberg (1995)は、主題themeによる認知判断の介在が原因で非文となる例として、*Sam encouraged Bob into the room「サムはボブに部屋にはいるよう促した」(166)(日本語訳:223)(解説:encourageは目的語が表す存在の意志を尊重する他動詞であるため、移動使役構文には不適合)を挙げる。

一つは無意的存在を主語とするタイプで、例(36)のように本来自然現象や無生物などが主体となる非意図的な成り行きや状態を表す用法や、例(37)のように有意的存在によって動かされる〈移動物〉を主語とする、いわば主語以外の外的な要因による移動を表す用法がある。一方、有意的存在を主語とし、その意図的動作・行為を表すタイプ(例38)もある。

(36) Der Wind weht ins Tal *hinunter*. (BW:599) 風が谷底へ吹き降りる。

(37) Die Gartenmöbel können jetzt wieder hier in den Garten *heraus*. (BW:489)

ガーデンセットはもうこちらの庭にまた出していただいて結構です。

(38) Der Vogel ist aus dem Käfig *herausgeflogen*. (BW:486)

その鳥は鳥かごから逃げ出してしまった。

無意的存在を主語とする自動詞構文(例36,37)のうち、特に例(37)のように有意的存在によって動かされる〈移動物〉を主語とする文は、他動詞構文に構造的に対応する。即ちこの自動詞構文の主語が、他動詞構文では4格目的語となり、〈移動物〉として対象語彙の表す方向へ移動する。その移動には、先に挙げた直接使役の意味制約「使役事態と論理的に含意される移動との間に〈移動物〉の判断が介入してはならない」に従うなら、〈移動物〉の意図は介入しない。一方例(38)の主語である〈移動物〉は移動を判断する有意的な存在であるため、他動詞構文の〈移動物〉には対応しない。にも関わらず、このような有意的存在を主語とする自動詞構文の例は多数見られる。このように多くの自動詞構文に当てはまらないことから、本論文では、自動詞構文の構文的意味において〈移動物〉の判断の有無は典型・非典型の区別基準とはしないものとする。

自動詞構文の構文的意味は他動詞構文よりも制約が弱いにも関わらず、非典型的用法は多く、「意図的な知覚動作」、「体の一部を動かす動作」、「静物の向き」、「空間的な広がり」を表す用法が挙げられる。これらは〈移動物〉が移動すると見なすのは困難であるという点で非典型的であるが、その反面、主語が表す対象が移動していると見なすことにより、用法間及び構文間の関係を構造的に捉えることができる。

まず、知覚動作の表現で、対象語彙が結合する動詞には、*sehen, schauen*など「見る」動作を表す動詞や、*hören, horchen*などの「聞く」動作を表す動詞がある。

[意図的な知覚動作]

(39) Könntet ihr mal für einen Moment *hersehen*? (BW:513)

少しの間、ちょっとこちらを見てもらえる?

(40) Hör doch *hin*, wenn man dir etwas sagt! (BW:581)

何か言われているときには、ちゃんと耳を傾けなさい。

例(39)と(40)の主語が表す人物は、その方向へ存在場所を変化させている訳ではない。知覚動作そのものは方向の起点で起こる動作であって、移動による場所の変化は伴わない。しかし、その実、知覚対象という目標へ至ろうとする移動が含意されている。特に意図的な知覚動作は、その視覚や聴覚を能動的に対象に向ける。このような場合、当該の方向へ知覚を行使するのは主語となる知覚主体であることから、知覚主体はその方向へ動く〈移動物〉と見なされる。

次の主語が体の一部を動かす動作を表す用法もまた、構文的意味から見て非典型的である。類似する用法は、他動詞構文¹¹⁾及び再帰構文にも見られるが、自動詞構文が最も多い。結合する動詞はdeuten, weisen, zeigenなど指す動作を表す動詞やlangen, reichenなど体の一部を延ばす動作を表す動詞があるが、その他streichen等の撫でる動作を表す動詞もある。(例(47)のfahrenは撫でるという意味で用いられている。)

[体の一部を動かす動作]

- (41) Er wies mit dem Finger auf das Haus *hin*. (BW:601) 彼はその家を指さした。
- (42) Auf wen zeigt er *hin*? (BW:601) 彼は誰を指しているの？
- (43) Sie winkte vom Fenster zu den spielenden Kindern *hinunter*. (BW:599)
彼女は窓辺から下で遊んでいる子供たちに合図を送った。
- (44) Der Junge kann schon bis auf den Schrank *hinaufreichen*. (BW:562)
その青年はもう棚の上まで手が届く。
- (45) Kannst du bis zu dem Tisch *hinüberlangen*? (BW:594)
君は向こう側のそのテーブルまで届くかい？
- (46) Vorsichtig strich sie über die Wunde *hin*. (BW:585)
彼女は気をつけながらその傷をなでた。
- (47) Zärtlich fuhr sie ihm über das Haar *hin*. (BW:579) 彼女は優しく彼の髪をなでた。

体の一部を動かす動作の表現では、主語にあたる〈移動物〉はその存在位置を変えない。しかし空間的な動きがあるという点で、知覚動作よりも、空間的に明瞭な移動として認識される。つまりその体の一部は移動していることから、主語が表わす動作主体はその方向へ動く〈移動物〉と見なされる。

次の例が表す静物の向きもまた、移動と見なすのは難しい。このような静物の向きは、方向の起点にあるものが方向を有すると見なされる点で、知覚動作に通じる。しかしその一方、知覚動作とは異なり、目標への到達という移動に類似する要素に欠けている。

11) 体の一部を動かす動作を表す他動詞構文は、例(25)のように体の一部が4格目的語となり、〈使役主体〉とは別の〈移動物〉として捉えられることから、典型的用法と見なされる。

[静物の向き]

- (48) Die Fenster gehen nach Süden *hinaus*. (BW:565) それらの窓は南側に面している。
 (49) Der Pfeil weist auf die Straße *hin*. (BW:601) その矢印は通りの方を指している。
 (50) Der Wegweiser zeigt zum Pfad *hinauf*. (BW:563) その道標は上の小道を指している。

上記の例では、主語が表す対象は何らかの意味で対象語彙の表す方向へ向けられているが、実際には移動しないため、構文的意味から逸脱する。しかし静物の向きに用いられる動詞 *gehen* は移動を表わし、*weisen*, *zeigen* は、体の一部を動かす動作にも用いられていることから、この表現には、ある種の移動ないし動きが読みこまれていると考えられる。つまり存在位置を変えない静物がある方向を向いていると見なすこと自体すでに移動を前提とした動作の読みこみがある。この読みこみにより、主語を〈移動物〉と見なすことができる。

さらに自動詞構文の非典型的な用法として、道や野原のような空間的な範囲を表す対象が主語となり、その広がりを表す用法が挙げられる。この場合、主語の表す対象は方向の起点にとどまらず、目標に向かって広がっている。

[空間的な広がり]

- (51) Führt dieser Weg zum See *hinunter*? (BW:597) この道は下の湖に通じていますか?
 (52) Diese Straße geht bis zur Stadt *hinunter*. (BW:597)
 この通りは下の町まで通じている。
 (53) Die Schnur langt bis in die Küche *hinaus*. (BW:566)
 そのコードはここを出て台所の中まで達している。
 (54) Der Baum reicht bis zum Dach *hinauf*. (BW:562)
 その木は屋根まで伸びている。
 (55) Die Zweige unseres Apfelbaums hängen in den Nachbargarten *hiniüber*. (BW:594)
 私たちのところのリンゴの木の枝は、向こうの隣の庭の中へと垂れかかっている。
 (56) Die Felsenspitzen ragen in die Wolken *hinein*. (BW:575)
 岩山の頂は雲の中へとそびえている。

私見の及ぶところ、この空間的な広がりを表す表現のうち、移動動詞が適用される(51)と(52)のような場合に関しては、二通りの解釈が存在している。

まず池上(1981:251)は、Hockett(1954:117)に依拠し、英語では、*The road runs around the lake* 「その道は湖の周りを走っている」のように、場所の変化を表す動詞(*run*)が状態の変化のみならず、状態を表すことがあることを指摘する。さらに池上は「〈場所の変化〉において、〈変化するもの〉の個体としての独立性(つまり不連続性)が失われれば失わ

れるほど、その〈変化〉は〈場所の変化〉としてよりも〈状態の変化〉として捉えられ(254)、「まず動くものが連続体である場合、次に不連続的な個体であっても動くものはその一部であって全体としては場所を変えない場合という順序で、たとえ動きがあってもそれが〈場所の変化〉としてよりは〈状態の変化〉として捉えられる」(255)とする。

池上説を要約すれば、Hockettのいう道の広がりを表す用法は、「水や煙のような連続体の動き」から「固定した全体の一部の動き」への延長上にある。この説に基づくならば、本論文で言う広がりや範囲を表す用法もまた、先に挙げた「体の一部を動かす動作」に連続する用法として捉えることができる。実際にこの用法には、例(53)と(54)のように「体の一部を動かす動作」と同じ動詞 *langen*, *reichen* が適用される場合もある。

一方松本(1997)によると、広がりや範囲の表現では、主語で表された物体に沿って主語以外の何らかの〈移動物〉による移動が想定され、それが移動動詞によって表現される。つまり、池上説に対して、松本説は言語表現に現れない〈移動物〉を別に想定している。確かに道や通りなど人が移動する道程が主語となる例(51)と(52)では、この説は説得力がある。また他動詞構文の非典型的用法として挙げた場所の4格を伴う用法(31)との整合性もある。つまり場所の4格を伴う文における主語が、広がりを表す自動詞構文において明示されない〈移動物〉と見立てられる。確かに松本説は、道などのように一般的な移動の範囲である場合には当てはまる。しかし例(53)から(56)のコードや木や枝、岩の頂のような場合は、その上を移動する存在を必ずしも念頭に置くとは限らない。

この二説は共に他の用法との整合性を持つが、松本説では全ての例を説明することはできない。従って本論文では、池上説に基づいて松本説を取り入れることを試みたいと思う。

松本説の問題点は、移動する存在を主語以外の別の物に想定したことにある。しかし池上説で述べられるように、場所の変化を状態の変化、さらに状態へと変換できるのであれば、範囲や広がりという状態の中に〈移動物〉を見いだすことが可能であり、実際にそうである。例(52)の *diese Straße* は、客観的には傾斜のある通りにすぎない。それを下り坂と判断し、「下っている」〈移動物〉とするのは、紛れもなく表現者のまなざしである。つまり空間的な範囲や広がりを表す用法は、主語となる連続体の一部から他の部分へ視野を移すことにより、あたかもそれが移動しているように表現する用法である。

空間的な範囲がその一部の移動を表わす例は、現に存在している。次の例(57)と(58)は、〈移動物〉という意味役割が移動する物体にもその移動範囲にも適用されうることを日本語母語話者にも明確に示す。日本語とドイツ語の動詞「流れる」*fließen* は、移動する物質「液体」(例57)と、液体の流れる範囲「川」(例58)を主語に取ることができる。例(58)では、川という範囲が主語になることで、川を構成する水の移動だけでなく、川全体の広がりも表現される。つまり一つの空間的範囲が、その構成要素の移動により、ある方向へ拡張、延長するものとして表現されている。

(57) Eine Flüssigkeit fließt in etwas *hinein*. (BW:573)

ある液体がある物の中へ流れ込む。

(58) Mehrere kleine Bäche fließen in den See *hinein*. (BW:573)

複数の小川がその湖に流れ込む。

無論、コードや木の枝などは、現にその構成要素が移動するわけではない。故に典型的な移動動詞は避けられる。しかし、対象語彙の表わす方向が適用され、さらに *langen*, *reichen* のような体の一部を動かす動詞が用いられることから、その内に移動の要素を読みこむことができる。このように空間的な広がりとその構成要素の移動によるものと見なす解釈は、構文的意味に合致し、先述した場所の4格を伴う文や次の再帰構文の事例にも対応する。これについては4.4で再度取り上げる。

4.3 再帰構文

本論文の再帰構文は、4格の再帰代名詞をとることから、文構造上は他動詞構文に準じる。一方、その構文的意味は、「主語及び4格の再帰代名詞となる〈移動物〉が対象語彙の表す〈方向〉へ移動する」となり、〈移動物〉が主語となる自動詞構文に類似する。その下位分類も自動詞構文と同様二通りある。まず事物のような無意的存在を主語とする表現で、成り行きや事物の状態・状況及び主語以外の外的な要因による移動表現(例59)が見られる。しかし、例(37)のように移動の判断が完全に〈移動物〉以外に委ねられる事例は、未だ見受けられない。また例(60)のような有意的存在を主語とする再帰構文もある。

(59) Das Brett ist heruntergefallen, weil die Schraube sich mit der Zeit *herausgedreht* hatte. (BW:486)

ねじが時間がたつにつれ緩んでとれてしまったために、板が下へ落ちてきた。

(60) Die Besucher drängten sich aus dem Saal *heraus*. (BW:486)

訪問者たちはホールから外へ押し合いへし合い出てきた。

このように再帰構文の意味特徴は自動詞構文に類似するが、非典型的用法の分布もまた自動詞構文と部分的に一致する。次の体の一部を動かす動作と空間的な広がりについては自動詞構文の場合と同様に、主語が〈移動物〉としてその一部を対象語彙の表す方向へ移動させるというように構文的意味に当てはめることが出来る。しかし再帰構文には意図的な知覚動作と静物の向きを表す例は見られない。この原因については4.4で論じる。

[体の一部を動かす動作]

(61) Er neigte sich zum Kind *hin*. (BW:582) 彼はその子の方へ体を傾けた。

(62) *Beug dich nicht so weit zum Fenster hinaus!* (BW:564)

そんなに窓から身を乗り出さないで!

[空間的な広がり]

(63) *Der Grundstück zieht sich bis zum Wald hin.* (BW:601)

その地所は森に至るまで続いている。

(64) *Der Pfad senkt sich allmählich zum Tal hinab.* (BW:561)

その小道はゆっくりと谷へ下っている。

4.4 分析結果と考察

構文的意味から見た分離前綴り用法の典型的用法及び非典型的用法とその対応関係を、以下提示する。構文間の対応関係は矢印で、本論文中の例文番号は括弧内の数字で示した。

	他動詞構文	自動詞構文	再帰構文
典型的用法	意味制約を満たす他動詞構文(27, 29, 30)	→無意的存在が主語となる文(36,37) 有意的存在が主語となる文(38)	→無意的存在が主語となる文(59) →有意的存在が主語となる文(60)
非典型的用法	場所の4格を伴う文(31) ¹²⁾ 3格が〈移動物〉を表す文(33, 34, 35)	→空間的な広がりを表す文(51, 52, 53, 54, 55, 56, 58) 体の一部を動かす動作を表す文(41, 42, 43, 44, 45, 46, 47) 意図的な知覚動作を表す文(39, 40) 静物の向きを表す文(48, 49, 50)	→空間的な広がりを表す文(63, 64) →体の一部を動かす動作を表す文(61, 62)

ここで構文間の相違と対応関係をまとめておこう。

まず非典型的用法については、他動詞構文と他の構文の間に大きな相違がある。他動詞構文の非典型的用法は統語上4格目的語を取らないため、本来他動詞構文ではない。表中にある他動詞構文の典型的用法と非典型的用法間の二重線は、この隔たりを意味する。これらをあえて他動詞構文の欄に位置づけたのは、他動詞構文の構文的意味によってその要因を説明することができるからである。それに対して自動詞・再帰構文の非典型的用法は、それぞれ自動詞構文及び再帰構文と認められるが、〈移動物〉が移動するとは見なしがたいという点で構文的意味から逸脱する。

他動詞構文と自動詞・再帰構文の対応関係は次の通りである。典型的用法では、他動詞構文の使役移動構文はその意味制約により、自動詞・再帰構文の無意的存在が主語となる文に対応しうるが、有意的存在が主語となる文には全く対応しない。非典型的用法では、他動詞構文の場所の4格を伴う文は、空間的な連続体を〈移動物〉とする点で、自動詞・再帰構文の空間的広がりを表す文に対応するが、3格が〈移動物〉を表す文に対応する表現は無い。

さらに意味構造が類似する自動詞構文と再帰構文はほぼ対応しているが、自動詞構文の

12) 場所の4格を伴う例(32)は、他動詞構文の典型的用法であるため、表からは除外した。

意図的な知覚動作を表す文と静物の向きを表す文は再帰構文には見られない。

このような構文間の対応関係は、構文的意味に基づいて、次のように説明することができる。

まず他動詞構文と自動詞・再帰構文間では、まず場所の4格を伴う文と空間的な広がりを表す文との相関関係が挙げられる。これを構文的意味に当てはめると、自動詞・再帰構文の空間的広がり表現は「連続体（の一部）が〈移動物〉として対象語彙の表す方向へ移動する」、場所の4格を伴う表現は「主語である〈使役主体〉が移動することにより、連続体（の一部）は〈移動物〉として対象語彙の表す方向へ移動する」となる。前者は表現者のまなざしにより主語である空間的な範囲が〈移動物〉として捉えられ、後者は主語である〈使役主体〉の移動により、4格の表す場所において視野が移動し、その結果として場所は〈移動物〉と成りうる。また他動詞構文の3格が〈移動物〉を表す文は、それが移動を判断するという点で、実は自動詞・再帰構文における典型的用法である有意的主語の文に対応する。これは〈移動物〉が移動方向を判断する場合、分離前綴り用法においては典型的には自動詞・再帰構文で表現されることを示唆している。

次に自動詞構文と再帰構文間の対応関係において、再帰構文では構文的意味の非典型的用法として、体の一部を動かす動作と空間的な広がり表現はあるが、知覚動作、静物の向きの表現は見られない。この対応関係の原因は、再帰構文が形式上他動詞構文に類することにある。

まず知覚動詞と方向表現による知覚動作の表現は、動作の性質上〈移動物〉を4格目的語とすることが難しい。意図的な知覚動作を他動詞構文（及び再帰構文）に当てはめれば、「〈使役主体〉が知覚という〈移動物〉を対象語彙の表す〈方向〉へ移動させる」というように知覚を〈移動物〉と見立てる可能性があるが、この場合の動詞部分は「動かす」行為を表し、知覚動作を表す必要はない。また「〈使役主体〉が〈移動物〉を知覚することによって、その〈移動物〉を対象語彙の表す〈方向〉へ移動させる」という他動詞構文も考えられるが、この場合対象語彙の表す方向は知覚動作の方向ではない。つまり「目を向ける」、「耳を傾ける」といった意図的な知覚動作は必ず知覚対象を目標とするため、動作そのものに方向性があるが、それは知覚対象を動かす方向ではない。方向表現が知覚動作そのものに結合し、知覚対象が〈移動物〉ではなく、目標として捉えられるのは、自動詞構文のみである。このように構文的意味に従えば、知的動作の表現は、主語である知覚主体（の一部）が〈移動物〉と捉えられる自動詞構文のみとなる。また「静物の向き」を他動詞構文の構文的意味に当てはめると、自分自身をその方向へ動かすことになるが、静物は向きを持つことはあっても、空間的な変化は伴わないため矛盾する。

一方、体の一部を動かす動作と空間的な広がり表現に自動詞構文のみならず再帰構文が適用されるのは、その〈移動物〉が空間的に広がる、もしくは広がると見なされる連続体であるからに他ならない。この〈移動物〉は「自らが広がる」と捉えれば自動詞構文の

主語となり、「自らが自らの一部をを広げる」と捉えれば再帰構文で表現される。このとき再帰代名詞は〈移動物〉であると同時に主語の表わす〈使役主体〉の一部である。体の一部を動かす動作において〈移動物〉は主語自身の一部である。また空間的な広がりの表現に主語となる空間の一部から一部への移動が読み込まれているとすれば、主語となる範囲はそれ自身である一部を有る方向へ拡張する、即ち自らに働きかけるものとして捉えることが出来る。つまり空間的な広がりの表現に自動詞構文と再帰構文が存在することは、先述した自動詞構文の空間的な広がりの表現に関する私見、即ち空間的な広がりの表現は、主語となる連続体の一部から他の部分へ視野を移すことにより、あたかもそれが移動しているように表現する用法であるという解釈をも裏づける。

5. まとめと考察

本論文では、対象語彙の空間的意味における分離前綴り用法と副詞的規定を区別する新たな基準として、分離前綴り用法には構文的意味があてはまると仮定し、4章で構文的意味が分離前綴り用法の内部構造や各構文間の対応関係を説明することを実証した。このように構文的意味は、対象語彙の分離前綴り用法の根本的な意味原理と見なすことが出来る。

ここで冒頭の問題に立ち返り、構文的意味により分離前綴り用法と副詞的規定の違いがどのように説明できるのかを示しておきたい。空間的用法で、対象語彙は右文枠と見なされうる位置に有る場合、副詞的規定と分離前綴りとの区別が曖昧な場合と明瞭な場合がある。即ち先に挙げたOlsenの例(11)と(12)の対立は前者であり、例(13)と(15)の対立及び(14)と(16)の対立は後者である。この二つの事例の相違は、なぜ生じるのだろうか。

この問いは、各例文を構文的意味に当てはめることにより説明することができる。

Olsenの副詞的規定の例(11)及び分離前綴りの例(12)は共に自動詞構文で、主語erが〈移動物〉を、対象語彙はその移動方向を表す。つまりどちらにも構文的意味があてはまるため、例(11)の副詞的規定は分離前綴りと構文的意味により区別することはできない。

それに対して副詞的規定の例(13)と(14)は構文的意味に適合しない。例(13)のnach der Straße hinaus wohnenは自動詞構文となるが、このhinausは住んでいる場所が通りに面していることを表し、主語として想定される住む主体はhinausの方向へ移動したり、動作を向けることはない。従って(13)には構文的意味は当てはまらない。一方、分離前綴りの例(15)は自動詞構文の「静物の向き」の用法で、対象語彙hinausは主語である静物die Fensterの向く方向を表すことから、構文的意味にあてはまる。また副詞的規定の例(14)は自動詞構文であるが、撃つschießenという動作を行う主語erはhinausの表す方向へ向かう〈移動物〉とはならないことから、構文的意味にあてはまらない¹³⁾。一方分離前綴り用法の例(16)は自動詞構文で、主語das Geschoßはhinausの表す方向へ向かう〈移動物〉を表す。

つまり構文的意味に該当する副詞的規定は分離前綴りとの区別が難しく、逆に構文的意味に該当しない副詞的規定は分離前綴りと明確に区別される。このように構文的意味は、

副詞的規定と分離前綴りを区別するだけでなく、その区別の明瞭さも説明する。

本論文では、構文的意味を分離前綴り用法と副詞的規定を区別する新たな基準として提示し、構文的意味が分離前綴り用法の根本原理であること、さらに副詞的規定との区別の明瞭さに至るまで説明できることを示した。しかしここで述べた事例は私見の及ぶ範囲に限定されており、今後さらなる検討が必要であることを最後に特筆しておきたい。

[引用文献略号]

- BW**= Brockhaus Wahrig Deutsches Wörterbuch in sechs Bänden. hrsg. v. Krämer, Hilderad; Zimmermann, Harald, F. A. Brockhaus Wiesbaden Verlags – Anstalt, Stuttgart, 1981.
- Duden**= Duden. Das große Wörterbuch der deutschen Sprache in zehn Bänden, hrsg. v. Wissenschaftlichen Rat der Dudenredaktion, Bibliographisches Institut & F.A. Brockhaus AG, Mannheim, 1999.
- WdG**= Wörterbuch der deutschen Gegenwartssprache, hrsg. v. Ruth Klappenbach u. Wolfgang Steinitz, Akademie-Verlag-Berlin, 1978.

[主要参考文献]

- Bußmann, Hadumod (1990)** : Lexikon der Sprachwissenschaft, Kröner, Stuttgart.
- Goldberg, Adele E. (1995)** : Constructions. a construction grammar approach to argument structure, the University of Chicago Press, Chicago and London. (河上誓作・早瀬尚子・谷口和美・堀田祐子訳(2001)『構文文法論－英語構文への認知的アプローチ』研究社)
- Grewendorf, Günther; Hamm, Fritz; Sternfeld, Wolfgang (1998) : **Sprachliches Wissen**. Eine Einführung in moderne Theorien der grammatischen Beschreibung, Suhrkamp, Frankfurt am Main.
- Harnisch, Karl-Rüdiger (1982)** : „Doppelpartikelverben“ als Gegenstand der Wortbildungslehre und Richtungsadverbien als Präpositionen. Ein syntaktischer Versuch, in: hrsg. v. Ludwig M. Eichinger: Tendenzen verbaler Wortbildung in der deutschen Gegenwartssprachen, Helmut Busche Verlag, Hamburg, 107-133.

13) 分離動詞 *hinausschießen* は、**BW** では「撃つ」ではなく、「突進する」という自動詞の意味で記述されている。その理由は構文的意味に基づいて次のように分析することができる。まず「撃つ」という実際の行為では、移動するのは銃弾であり、その移動を引き起こすのは射撃を行う主体であることは明白である。これを構文的意味に当てはめると、撃つ主体は〈使役主体〉として主語に置かれ、銃弾は〈移動物〉として目的語に置かれる他動詞構文となる。ところが銃弾という〈移動物〉は、「撃つ」という行為において、自明で記述価値がない。「撃つ」という表現は、4格目的語が欠けると自動詞構文となるが、その主語となる「撃つ」主体は、〈移動物〉とはならず、自動詞構文にも適合しない。つまり「撃つ」という動作は、〈移動物〉に記述価値が無いために、構文的意味に当てはめられないため、分離前綴り用法には適合しない。従って例(14)の *hinaus* は副詞的規定となる。しかし銃弾に記述価値が有りさえすれば、「撃つ」の意味は構文的意味にあてはまる。**Duden** には分離動詞 *hinausschießen* に「撃つ」という意味の記述があり、*Die Leuchtpistole, mit ihr kann man Notsignale hinauschießen* (**Duden**:1803) 「照明弾用ピストル、これを使えば緊急信号を外へ撃ち出すことができる」という例文が挙げられている。この4格目的語は自明な銃弾ではなく、緊急信号という極めて記述価値の高い対象である。

- Hockett, C. (1954)** : Chinese vs. English : an Exploration of the Whorfian Thesis, in. Hoijer, ed.:
Language in Culture, Chicago.
- 池上嘉彦 (1981)**: 『「する」と「なる」の言語学 —言語と文化のタイポロジーへの試論—』
大修館書店。
- Latzel, Sigbert (1979)**: Der Gebrauch von „hin“ und „her“ im heutigen Deutsch. Eine Vorstudie zu
didaktischen Problemlösungen, Goethe-Institut, Arbeitsstelle für wissenschaftliche Didaktik,
Projekt „Lehrschwierigkeiten im Fach ‚Deutsch als Fremdsprache‘“, München.
- 松本曜 (1997)** : 「空間移動の言語表現とその拡張」(中右実編) : 『空間と移動の表現』研究
社 125-230, 234-236ページ。
- Olsen, Susan (1999)**: Verbpartikel oder Adverb? in: Angelika Redder, Jochen Rehbein (hrsg.):
Grammatik und mentale Prozesse, Stauffenburg, Tübingen, S.223-239.
- 大堀壽夫 (2002)**: 『認知言語学』 東京大学出版会。
- 関口存男 (1994)** : 『関口存男生誕100周年記念著作集 ドイツ語学編3 ドイツ語学講
話』平文社 (原本: 『ドイツ語学講話』1979年 第7版)。
- 瀧田恵巳 (2006)** : 「現代ドイツ語herとhinの非空間的意味について —herauf/hinauf, herab/
hinab, herunter/hinunter, herüber/hinüberに関する分析」『言語文化研究』第32号 (大阪大
学言語文化研究科) 5-26ページ。